平成２２年（フ）第２９０号
神奈川県横須賀市公郷町５丁目76番地
債務者　坂田　親弘
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２９６号
神奈川県横須賀市長井１丁目８番17号　コーポカヤマ23号
債務者　菅沼　保郎
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２９７号
神奈川県横須賀市長井１丁目８番17号　コーポカヤマ23号
債務者　菅沼　里和
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２７７５号
横浜市鶴見区平安町１丁目52番地11
債務者　沼澤　勝代
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０１８号
神奈川県大和市下鶴間78番地１　コスモフラッツＢ203号
債務者　赤井　　純
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０４３号
横浜市保土ケ谷区狩場町55番地４　ドエル正和410号
債務者　渡辺　　薫
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０６７号
神奈川県藤沢市湘南台７丁目33番地の２　ハイムカネイシ206号室
債務者　渡邊　優宏
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１１６号
横浜市中区野毛町３丁目133番地６　ｂａｍｂｕ502号室、住民票上の住所横浜市中区野毛町３丁目133番地６　ｂｕｍｂｕ502号室
債務者　冨永　泰文
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１２１号
横浜市西区元久保町８番11―206号
債務者　宮田　　直
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１７０号
横浜市磯子区磯子２丁目29番10―416号
債務者　橋本季久代
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２５２号
横浜市港北区高田東２丁目11番５号　フェアリー29―205号
債務者　松本叔子こと　李　　叔子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７３８号
愛知県岡崎市福岡町字南西仲85番地　パークサイドスクエアⅠ―２―Ａ
債務者　中村　政徳
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月27日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７７６号
愛知県西尾市上矢田町神明寺66番地　サンビレッジＢ棟101号室
債務者　右田　順子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月27日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７８２号
愛知県豊田市聖心町４丁目44番地22　グローリアス聖心Ｖ301号
債務者　岡本　俊宏
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月27日午後１時50分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４４９号
北海道富良野市春日町14番15号
債務者　沼田　　豊
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４５６号
北海道旭川市東旭川南１条５丁目10番12号　エクセルコート103号室
債務者　武田　豊弘
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部